

SAKE × NONOICHI

中村酒造厳選の
しぼりたての新酒
を試飲します♪

日本酒『猩々』 探訪ツアー 2025

酒蔵見学と日本酒を愉しむ

2/22 [土] 9:30 ~ 13:00

集合場所：にぎわいの里のいち カミーノ
(野々市市本町 2-1-20)

行先：中村酒造株式会社 野々市工場
国指定重要文化財 喜多家住宅
野々市市郷土資料館 NoNo

野々市ブランド認定品

日本酒 猩々純米酒の製造元である
中村酒造を訪ね、普段は見られない
製造過程を見学、解説をしていただきます。
また、喜多家住宅を訪ねて往時を偲び、復刻の
経緯を学びます。新旧酒蔵見学のあとは、
郷土資料館 NoNo にて、『猩々』をはじめ
中村酒蔵厳選の日本酒を愉しみましょう！

日本酒の奥深さを感じながら
野々市の歴史と文化に
触れてみませんか

集合解散	にぎわいの里のいち カミーノ玄関前	行程	9:30 にぎわいの里のいち カミーノ集合・出発
対象	野々市市在住の 20 歳以上の方	バス で移動	⇒ 10:00 中村酒造(株)野々市工場見学と試飲・解説
定員	10名程度		⇒ 11:20 喜多家住宅・旧酒蔵見学と解説
参加費	2,000 円		⇒ 12:00 郷土資料館 NoNo にて日本酒飲み比べ(おつまみ付)

申込・問合せ (一社)野々市市観光物産協会 TEL 248-7332 (野々市市本町 2-1-20) へ 電話または申込書を提出
申込受付開始：2/5(水)9:00 ~ ※定員に達し次第締め切ります



← 野々市市観光物産協会 HP
※都合により内容が変更となる場合があります
※未成年の飲酒及び飲酒後の運転行為は禁止です
※ご記入いただいた個人情報は本事業の目的以外
に使用しません

主催 一般社団法人 野々市市観光物産協会 共催 野々市市郷土資料館 NoNo
協力 中村酒造株式会社 野々市市教育部生涯学習課文化財係

● 日本酒『猩々』探訪ツアー 2025 申込書 ●

ふりがな 名前	年齢	提出日	月	日
〒 921 -	TEL			
住所 野々市市	E-mail			

旅行条件

1. 募集型企画旅行契約

(1) 新日本ツリストが企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
(2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業務募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立

(1) 申込書に所定の事項を記入の上、お一人様につき下記の申込金または旅行代金の全額を添えてお申し込み頂きます。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれ一部として取り扱います。
(2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当社から予約の旨を通知した後、予約のお申し込みの翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。
(3) 申込金（お一人様につき）

旅行代金	20,000円未満	20,000円以上 50,000円未満	50,000円以上 100,000円未満	100,000円以上
申込金	5,000円以上	10,000円以上	20,000円以上	旅行代金の20%以上

(4) 募集型企画旅行契約は、契約の締結を承諾し前(3)の申込金を受領したときに成立したものとします。
(5) 通信契約による旅行契約は、お申し込みを承諾する通知を發したときに成立します。ただしe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がその通知がお客様に到着したときに成立するものとします。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。

4. 旅行中止の場合

ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最小催行人数に満たない場合、当社は旅行の履行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前に当たる（日帰り旅行は3日前）より前に連絡させていただきます。お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。

5. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

(1) パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、入場料、消費税等諸税、空港施設使用量及び添乗員同行費用が含まれます。
(2) 旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的性質の諸費用は含まれません。

6. お客様からの旅行契約の解除（取消料）

(1) お客様はいつでも次に定める取消料（お一人様につき）をお支払いいただいて、旅行契約の解除をすることができます。この場合、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。（2020年5/2～5は、ご宿泊のみの場合でも下記の取消料が適用されます。）

旅行契約の解除期日	取消料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行（夜行含む）
[1] 21日前に当たる日以前の解除	無料	無料
[2] 20日前に当たる日以降の解除（[3]～[7]を除く）	旅行代金の20%	無料
[3] 10日前に当たる日以降の解除（[4]～[7]を除く）	旅行代金の20%	旅行代金の20%
[4] 7日前に当たる日以降の解除（[5]～[7]を除く）	旅行代金の30%	旅行代金の30%
[5] 旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
[6] 旅行開始の当日の解除（[7]を除く）	旅行代金の50%	旅行代金の40%
[7] 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

(2) なお、取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。

(3) お客様のご都合で出発日、宿泊ホテル、人数等を変更される場合、旅行費用全額に対して取消料が適用されます。

(4) 宿泊のみご予約になった場合

	旅行開始後の解除または無連絡不参加	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前～20日前
1～14名	100%	50%	20%						無料	
15～30名	100%	50%	20%						無料	
31名以上	100%	50%		30%						10%

7. 個人情報の取り扱いについて

(1) 株式会社新日本ツリスト（以下「当社」といいます）はご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続きのため④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、⑤当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、に利用させていただきます。

(2) 上記②、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を輸送・宿泊機関、土産物店に提供することがあります。

8. ご旅行条件・ご旅行代金の基準

この旅行条件は2025年1月1日を基準としています。（更新日2025年1月1日）。また旅行代金は2025年1月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

旅行企画・実施

全国旅行業協会正会員 石川県知事登録旅行業 第2-82号



〒921-8802 石川県野々市市押野 2-250

総合旅行業務取扱管理者 堅田 芳弘

TEL:076-248-1455 FAX:076-248-6767

E-mail / info@nj-tourist.com